

こども・若者支援計画策定について

令和 6 年 7 月

大津市青少年問題協議会

大津市福祉部子ども未来局子ども・若者政策課

目次

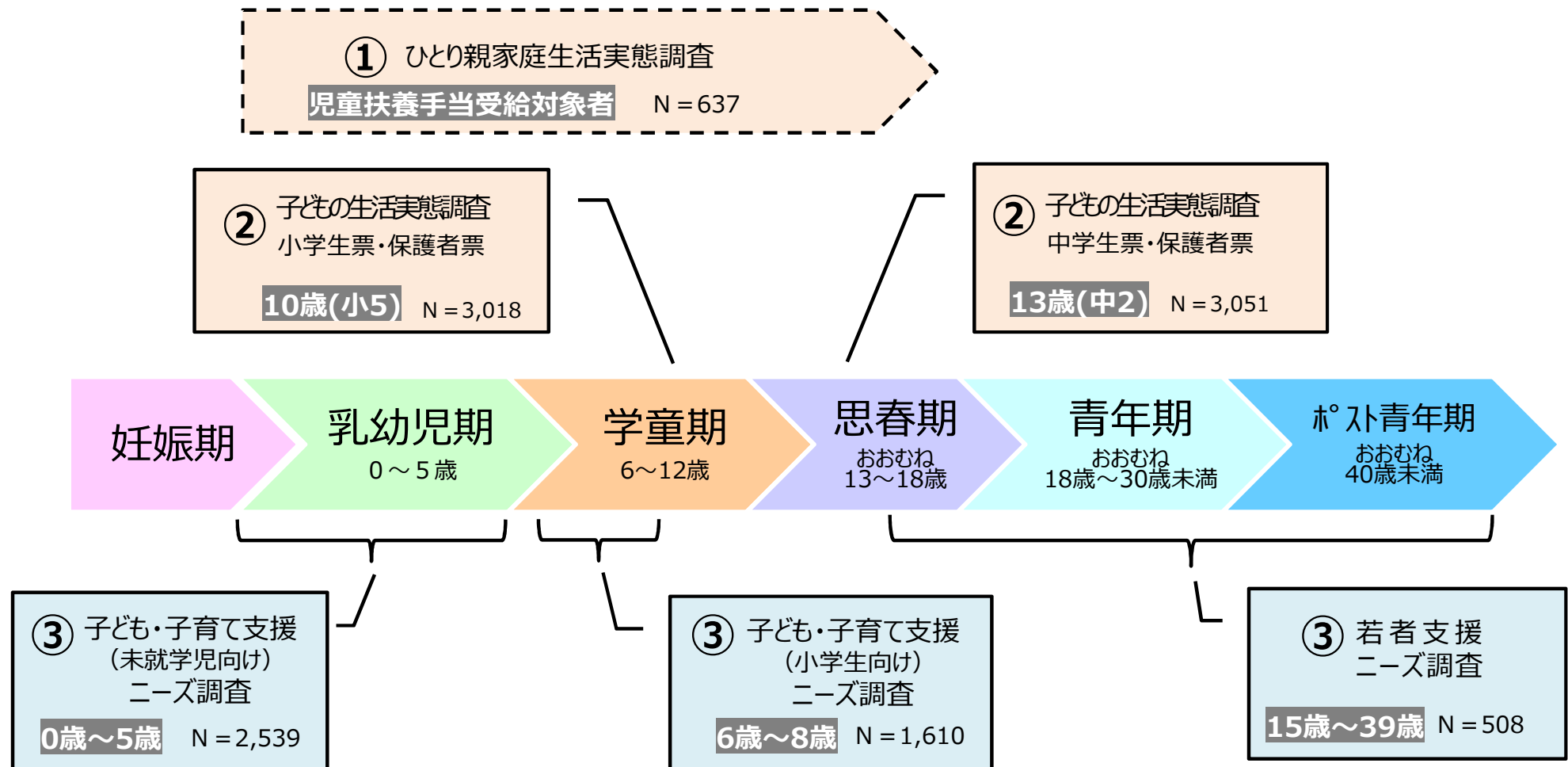
1	令和5年度に実施したアンケート調査について	・・・ 2
2	次期子ども・若者支援計画の位置づけ	・・・ 3
3	次期子ども・若者支援計画の重点項目の検討について	・・・ 5
4	令和6年度に実施する子ども・若者等の意見を聴取し、反映させるための取組について	・・・ 6
5	計画における「こども」の表記について	・・・ 7
6	現行計画の進捗・評価及びアンケート調査から見える本市の課題について	・・・ 8
7	こども・若者の意見反映に関する国の動向と本市の対応について	・・・ 7
8	課題やこども大綱を踏まえた、計画の施策の方向性について	・・・ 14
9	こども・若者計画策定における青少年問題協議会等のスケジュールについて	・・・ 15

(別紙1) こども・若者支援計画の骨子(案)について

(別紙2) 大津市子ども・若者支援計画 評価指標事業進捗管理表

1 令和5年度に実施したアンケート調査について

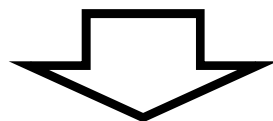
令和5年度に、次期子ども・若者支援計画策定に向けた各種アンケート調査を実施。



2 次期子ども・若者支援計画の位置付け

- ・令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行された。
- ・法には、国は、こども施策を総合的に推進するためにこども施策に関する基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定し（第9条）、地方自治体は、大綱を勘案してこども計画を策定することの努力義務が課せられている（第10条）ことが規定されている。
- ・その他、こども施策を策定、実施、評価するにあたり、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講じなければならない（第11条）。

※「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢を上限とするとは規定していない（第2条）



こども計画の策定は、こども施策に関し、総合的かつ一体的にこども施策を進めていく上で非常に重要であることから、**次期子ども・若者支援計画を、こども計画として位置付ける**

2 次期子ども・若者支援計画の位置付け

次期子ども・若者支援計画については、こども大綱を踏まえ、「こども計画」として位置づける。

一体的に策定

◆こども計画（こども基本法）

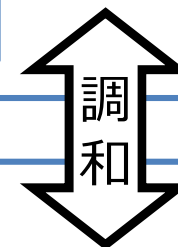
- ◆子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- ◆次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ◆子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）

内包

- ◆子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
- ◆ひとり親家庭自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- ◆母子保健を含む成育医療等に関する計画
- ◆新・放課後子ども総合プラン

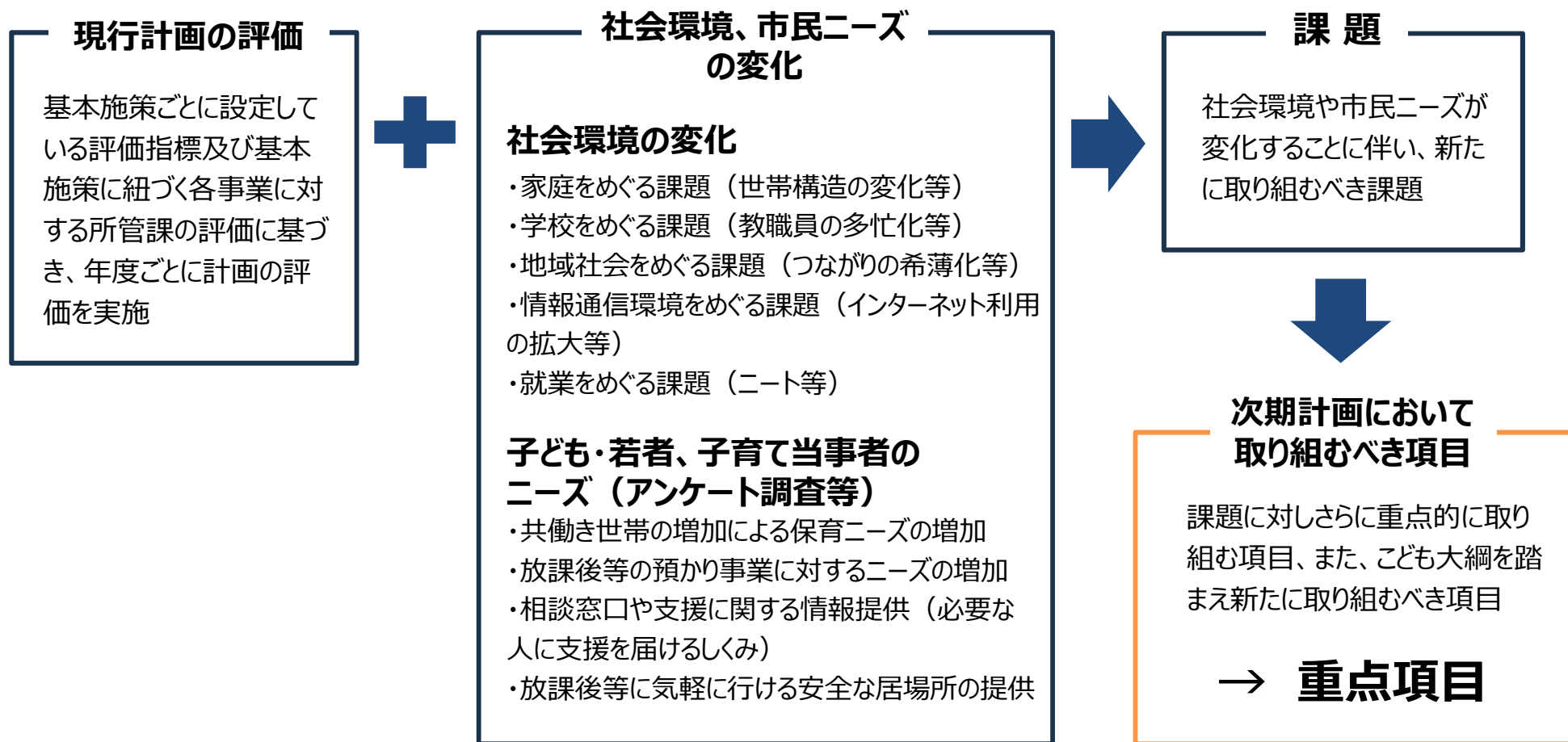
関連計画

- ◇大津市地域福祉計画 ◇健康おおつ21・大津市食育推進計画
- ◇おおつ障害者プラン ◇大津市教育振興基本計画
- ◇大津市男女共同参画推進計画 etc.



3 次期子ども・若者支援計画の重点項目の検討について

次期子ども・若者支援計画策定にあたっては、現行計画を評価したうえで、社会環境や令和5年度に実施したアンケート調査による子ども・若者、子育て当事者のニーズ等を踏まえたうえで、今後5年間で取り組むべき**重点項目**を設定する



4 令和6年度に実施する子ども・若者等の意見を聴取し、反映させるための取組について

次期子ども・若者支援計画策定にあたっては、以下のような子ども・若者等、当事者の意見を聴取し反映させるための取組を実施。

取組名	趣旨・目的	想定する対象者	実施期間
次期計画案に対する子ども・若者向けパブリックコメント	子ども・若者が理解しやすい計画素案（やさしい版）を作成し、パブリックコメントにより意見を聴取・反映する	小学生～若者 (おおむね39歳まで)	R6.4～R7.3 (準備期間含む)
LINEを活用した子ども・若者意見聴取事業	身近なコミュニケーションツールであるLINEの機能を活用し、子ども・若者から意見表明しやすい形式で意見を聴取し、反映する	高校生・大学生等 (おおむね39歳まで)	R6.4～R7.3
子ども・若者意見交流会	ファシリテータのもと、子ども・若者支援について対面形式で意見を聴取し、反映する	高校生・大学生	R6.4～8 (準備期間含む)
地域の活動から子ども・若者の思いを聴く取組	地域で行われている子ども・若者向けの活動から意見等を吸い上げ、施策に反映する	地域活動を実施する関係団体 活動に参加する子ども・若者	R6.4～8
声を上げにくい子ども・若者の思いを聴く取組	幼児や課題を抱える子ども・若者の声を聴くために、普段接している支援者等にヒアリングを行い、その思いを聴取し、反映する	幼児または困難を抱える子ども・若者 (不登校、障害、いじめ、ひきこもり等)	R6.4～8

5 計画における「こども」の表記について

- ◆ こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。
- ◆ 同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。
- ◆ さらに、現行計画におけるこども・若者を切れ目なく支援を大切にするという理念を踏まえ、次期計画では「こども」表記を活用します。
- ◆ ただし、法令、条例、要綱等に根拠がある場合、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞の場合などの特別な場合は除きます。

6 現行計画の進捗・評価及び アンケート調査から見える本市の課題について

基本目標

安心して子どもを産み、
育てることに喜びを
感じられる支援の充実



- 妊娠・出産・育児期における親子の健康の確保と相談体制の充実を図ります。
- 企業と連携して、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 保護者の多様なニーズに応じた教育・保育サービスを充実させます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問（別紙2 1-1）、乳幼児健診事業（別紙2 1-2）、子育て語り合い相談事業（別紙2 1-3）**については、コロナ禍の影響を一時的に受けたものの、現時点ではコロナ禍前と同等を維持もしくは上回っている。
- **子育てアプリの運用（別紙2 1-4）**については、令和4年度にアプリをフルリニューアルすることで機能及び内容を充実させたところであり、現在、登録者数は1月当たり150人の割合で増加している。
- **男女共同参画推進事業（別紙2 1-6）**については、ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数が目標に対して86.6%の登録数である。
- **ファミリーサポートセンター運営事業（別紙2 1-7）**は、会員数、活動件数が減少している中で、保護者の都合やこどもの成長に伴うサポートの変化もあることから、必要な支援が行えるよう援助会員と依頼会員とを適切につないでいく。
- **放課後児童健全育成事業（別紙2 1-8）**は、利用者の増加に伴い、民間児童クラブの参入を促進し、当初目標を大幅に上回っている。

<アンケート調査の結果>

- 支援ニーズ調査において、若者のこどもを持つことの希望についてみると、**こどものいない若者の半数以上がこどもを持ちたいと思っているが、予定しているこどもの人数は平均1.9人と2人を切っている。**
- 未就学児童及び小学校低学年の母親の就労状況は、前回調査と比べて**就労する母親の割合が大きく上昇**しており、**今後も就労を望む母親が多い。**未就学児童保護者がこどもの就学で不安と感ずることのうち、「**放課後の居場所の確保**」は小学生保護者に比べて高い割合である。
- 相談先がない（相談しない）理由では、「**誰に相談していいのかわからないから**」が未就学児童保護者、小学生保護者ともに4割を超えており、あればよいと思う相談先には「**子育てをする上で気軽に相談できる施設**」が最も高い割合を占めている。
- 仕事と子育てを両立するために企業に期待することについて、「**子どもが病気やけがの時に、休暇が取りやすい職場環境をつくる**」「**育児休業制度が取得しやすい職場環境・雰囲気づくりを行う**」等が上位項目となっている。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 出生数の減少による少子化が進む中、こどもをもつことを希望している人が将来の子育てに不安を感じることがないようなサポートが必要。
- ✓ 就学前・就学後の保育ニーズの更なる高まりや多様化に対する支援制度の充実と実施体制の確保が必要。
- ✓ 相談窓口や場の周知を徹底することに加え、支援制度の内容が必要な人に確実に届き、活用してもらうための情報発信が必要。
- ✓ 子育てと仕事の両立支援について、企業に対する啓発や理解を促進するとともに、社会の機運醸成を図ることが必要。

6 現行計画の進捗・評価及び アンケート調査から見える本市の課題について

基本目標

すべての子ども・若者が
健やかに育ち、自立できる
環境づくり



- 幼児教育・保育の質を向上させます。
- 地域と連携して、交通安全、防犯、防災教育の推進や生活環境の整備を図ります。
- 子ども・若者の生きる力と豊かな人間性を育む機会を充実させます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **保幼小中連携推進事業（別紙2 2-1）**については、目標を上回る実施回数で推移している。
- **教育・保育の提供体制の確保（別紙2 2-2）**については、令和6年度に待機児童が184人と急増したことから、ニーズに応じた確保方策が急務である。
- **幼保共通カリキュラム保育実践事業（別紙2 2-3）**については、令和5年度に幼保共通カリキュラムを改定したほか、幼保合同研修会を年間3回実施した。
- **大津市青少年育成市民のつどい・中学生広場（別紙2 2-6）**については、目標を上回る参加者数で推移している。
- **食育推進事業（別紙2 2-8）**は、妊娠、出産時などの機会啓発に取り組んでいるが、4か月児の母親の朝食欠食率が悪化している。
- **青少年の地域ふれあい体験活動、地域あいさつ運動、見守り活動（別紙2 2-10）**については、コロナ禍前の水準に戻っている。

<アンケート調査の結果>

- 支援ニーズ調査において、0歳で4割弱、1歳で6割超、2歳で7割超が定期的に保育所等を利用しており、前回調査と比べて**3歳未満の施設利用割合が大きく増加**している。母親の半数以上が育児休業から1年以内に復帰しており、予定より早期に復帰した理由として、「**希望する保育園に子どもを入れるため**」が最も多い。また、未就学児童保護者において、父母がフルタイム勤務である家庭が前回調査から大幅に増加しており、将来的な就労希望も高い。
- 利用施設を選択するときに重視することとして、「**安全・危機管理が徹底されている**」と回答した割合は半数以上。また、「**子どもの安心・安全を確保するための活動や環境**」の市民の重要度と満足度は、いずれの世代も平均よりも高く、重点的に維持することが求められている。
- 「**子どもが参加しやすい多様な体験機会**」に関する市民の重要度は平均より低く、満足度は高いことから、維持していくことが求められている。



<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 保育施設利用の低年齢化、長時間化の将来的なニーズを踏まえ、適切な確保方策が必要。
- ✓ 地域による見守りを活かしながら、こどもや若者が事故や犯罪に巻き込まれることを未然に防止する取組を推進していくことが必要。
- ✓ こどもや若者の生きる力と豊かな人間性を育むためにも、今後も多様な遊びや体験、活動の機会を維持していくことが必要。

6 現行計画の進捗・評価及び アンケート調査から見える本市の課題について

基本目標

行政・学校園・地域が協働で
子ども・若者の育ちを支える
社会環境づくり



- 地域との協働による多様な学習機会や体験活動を充実させます。
- 子ども・若者を包括的に支援するネットワークを充実させます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- 大津っ子まつり（別紙2 3-1）、こどもフェスタ（別紙2 3-2）、親子、家族の交流・学習・体験事業（別紙2 3-3）については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、参加者数は回復傾向であるがコロナ禍前の参加者数まで回復していない。
- 大津っ子子育て応援隊養成事業（別紙2 3-4）については、登録者数が減少傾向である。
- 家庭・地域教育推進事業（別紙2 3-5）については、補助事業の実施回数が増えている。
- 地域子育て支援拠点事業（別紙2 3-6）は、コロナ禍の影響のほか、保育ニーズの増加に伴う利用者の低年齢化などを受けて利用者数が減少。一方で令和5年から児童館を新たに支援拠点として位置づけ、拠点数を増やした。

<アンケート調査の結果>

- 支援ニーズ調査において、地域子育て支援拠点施設の利用状況は、0歳で約半数、1、2歳では4割未満の利用率となっている。保育所等を利用していない0、1歳の保護者の今後の利用意向についてみると、「利用していないが、今後利用したい」が3割近く、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が3割超となっており、今後の利用増加が見込まれる。
- 近所づきあいの程度をみると、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「暮らしの面でさまざまな助け合いをしている」や「困りごとや悩みごとを相談し合っている」が低くなっている状況がみられる。また、地域のこどもたちに関わる活動や保護者同士の交流への参加状況では、小学生保護者に比べて未就学児童保護者の参加が少ない。
- 地域でこどもを持つ保護者同士で情報交換をしている未就学児童保護者の割合は4割程度となっている。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 地域の人材と連携し、こども・若者、保護者に対する多様な活動・支援の充実に努めることが必要。
- ✓ 近所付き合いが希薄化し、孤独・孤立化しやすい状況を踏まえ、地域の子育て支援拠点が中心となった支援のネットワーク形成が必要。



6 現行計画の進捗・評価及び アンケート調査から見える本市の課題について

基本目標

支援を必要とする
子ども・若者への
きめ細やかな支援の充実

- 特別な支援が必要な子ども・若者の健全な発達、身近な地域での生活の充実を支援します。
- 困難を抱える若者の社会参加や自主的な活動を関係機関と連携して支援します。
- 支援が必要な人に情報が届き、支援機関につながるよう広報・周知の充実に努めます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **障害児保育事業（別紙2 4-1）**については、市立保育園、民間保育園・認定こども園ともに、受入率は上昇しているが、公立と民間の受入率の差は広がっている傾向にある。
- **特別支援教育相談事業（別紙2 4-2）**では、市内の小学校、中学校を相談員、臨床心理士が訪問する巡回相談等を実施しており、目標を超える延べ3,471人の相談対応を行った。
- **子ども・若者総合相談窓口事業（別紙2 4-3）**は、ひきこもりやニート等の困難を有するこども・若者や、その家族を対象とした相談窓口であり、相談対応は目標を超える年間延べ1,909件となっている。
- **教育支援事業（別紙2 4-4）**は、不登校（傾向）の状況にある児童について、学校の巡回訪問をはじめ、保護者や児童との面談などを実施しており、観察相談数は目標を越えて増加傾向にある。



<アンケート調査の結果>

- 支援ニーズ調査において“**障害のある子ども・若者への支援**”の市民の重要度と満足度は、未就学児童保護者、小学生保護者、若者のいずれの世代も重要度は平均値よりも高いが、満足度は平均値よりも低く、重点改善項目である。
- 相談窓口や支援の情報について、若者の46.7%が「**届いていると思わない**」と回答しており、特に、困難に直面した経験がある若者はその割合がさらに高い。また、若者の42.9%が「**わからない**」と回答していることから、支援を必要とするこども・若者に対し、必要な情報がそれぞれの手に届いていない現状がある。
- 若者が困難を乗り越えるために必要な支援は、「家族や友人、知人への相談」の割合が一番高く、続いて、「**困難とは関係のない仲間、居場所での時間**」となっており、金銭的な支援や相談窓口での支援よりも高い割合であることから、若者は安心して過ごせる居場所が必要と感じている傾向がある。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 特別な支援が必要なこども・若者の支援については個々の特性に応じた支援が必要であり、切れ目のない支援となるよう関係機関の連携が重要。
- ✓ 相談窓口や支援の情報について、当事者であるこども・若者の手に届くよう周知方法の検討や、相談にくることが難しい人へ情報を届けに行く仕組みづくりが必要。
- ✓ 困難を抱えるこども・若者が、まずは安心して過ごせるよう、こども・若者の視点にたった多様な居場所づくりを推進することが必要。

6 現行計画の進捗・評価及び アンケート調査から見える本市の課題について

基本目標

5 貧困の状況にある
子ども・若者たちへの
支援の充実



- 幼児期から高等教育まで切れ目なく教育費の負担軽減を図ります。
- 自立的で安定した生活基盤を確保するために、保護者に対する就労支援を充実させます。
- 各種給付・貸付制度やひとり親家庭に対する養育費確保のための取組を行います。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業（別紙2 5-1）**について、寺子屋プロジェクト（生活困窮や生活保護受給世帯のこども等に対する、長期休暇中の学習支援、居場所づくりを行う事業）の実施学区数は全学区の7割以上まで増えてきている。
- **生活困窮者自立相談支援事業（別紙2 5-3）**は、自立支援プランの作成件数は目標以上となっているが、減少傾向にある。
- **母子家庭等就業・自立支援センター事業（別紙2 5-5）**は、ひとり親家庭等の就業率、正規職員の割合は目標付近を横ばいで推移しており、雇用条件の向上件数は年度によって増減している。
- **児童扶養手当支給事業（別紙2 5-6）**は、児童数やひとり親家庭の世帯数減少に伴い減少傾向にあるが、制度利用の周知を徹底している。

<アンケート調査の結果>

- 生活実態調査において、現在必要としていること、重要だと思う支援については、教育費の補助や無償の学習支援等、**教育費に対する経済的支援を必要としている**割合が高い。特に、教育費の補助は前回調査よりも高まっている。
- 就労支援、資格取得支援事業やひとり親家庭等日常生活支援事業（支援を希望する人が必要な時に家庭生活支援員を派遣する事業）等について、**相対的に所得が低い層では、事業の認知度が低く**なっており、活用できる支援事業の情報が届いていない現状が考えられる。また、自由記載においても、**わかりやすい情報提供、積極的な案内を求める声**があった。
- 求職活動中に支障となったことについて、「**就業時間が合わなかった**」が最も多く3割を超えており、続いて「**小さな子どもがいることを問題にされた**」や「**求職中の育児の支援がなかった**」などが上位項目となっている。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 保護者の所得など、家庭の状況によるこどもの学力への影響といった教育における格差をなくすため、学習支援や進学支援が必要。
- ✓ 子育て当事者の安定的な経済基盤を確保するため、財政支援に加えて保護者の状況に合わせた就労支援が必要。

6 現行計画の進捗・評価及び アンケート調査から見える本市の課題について

基本目標

虐待から子ども・若者を
守る環境づくり



- 人権教育、相談活動等を実施し、子どもの権利擁護の推進を図ります。
- 関係機関との連携により虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。
- 相談窓口の環境整備を図り、職員の資質向上に取り組みます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **CAP（子どもへの暴力防止プログラム）事業（別紙2 6-2）**は、実施している校園は増加傾向にあるが、小学校での実施が1校にとどまっているなど目標には達していない。
- **要保護児童対策地域協議会の機能強化（別紙2 6-4）**について、定例の代表者会議、実務者会議を通じて連携を図っており、個別ケース検討会議は必要に応じて随時開催されている。
- **養育支援訪問事業（別紙2 6-3）**は、家庭内での育児や困り事を抱える家庭に対する支援として、相談や家事・育児の支援を実施しており、年間1,500件以上利用されている。

<アンケート調査の結果>

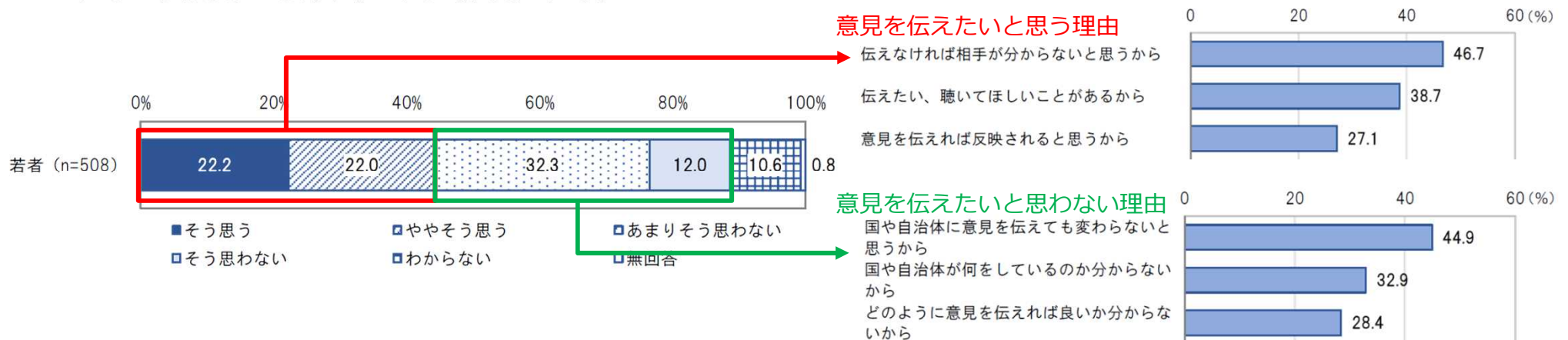
- 支援ニーズ調査において、“**児童虐待を防止するための対策や啓発**”の市民の重要度と満足度は、未就学児童保護者、小学生保護者、若者のいずれの世代でも重要度が高く、満足度は低いことから重点改善項目となっている。
- 生活実態調査において、こどもが担う家族の世話を詳細にみると、ほぼ毎日3時間以上の世話をしているこどもは小学5年生で8.2%、中学2年生で6.3%であった。また、時間的な制約が大きくなるほど、学校での勉強や日常生活に支障が出ている傾向が表れている。
- 家族の世話を担っているこどもの6割以上は、「相談するほど困っていない」と回答しているものの、「相談しても何も変わらない」「誰に相談していいかわからない」といった相談に対する無力感を抱いている傾向もみられる。また、話をしたり相談したい方法については、「直接会って」と回答した割合が一番高く、対面での相談が必要とされている傾向にある。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 虐待の未然防止につながるよう、こども・保護者をはじめ、教職員等に対するこどもの権利や、虐待等に関する学びの機会の拡充が必要。
- ✓ 困難を抱えるこども・若者や子育てに対する不安などを抱える家族の声をできる限り早期にキャッチし、切れ目なく支援につなげるための体制づくりが必要。
- ✓ 子ども・若者が困難に直面した時に誰かに話ができるよう、安心安全な居場所や、直接会って相談できる体制づくりが必要。

7 こども・若者の意見反映に関する 国の動向と本市の対応について

- こども基本法第11条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、**こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる**ことが、国及び地方公共団体に義務付けられている。
- こども家庭庁は、地方公共団体においてこども・若者の意見を聴き政策に反映することに理解を深め、実践していく際の留意点や工夫、事例を提供することを目的として、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を作成した。
- 支援ニーズ調査では、国や大津市に「意見を伝えたいと思う若者」と「意見を伝えたいと思わない若者」の割合は同程度であった。**伝えた意見がどのように反映しているかが見えないことや意見の伝え方が分からないことが、意見を伝えたいと思わない状況を生む原因であると推測される。**



- 本市では、こども基本法を踏まえ、次期計画策定において、こども・若者の意見聴取を多様な手段で行い、策定内容に活かしていくとともに、**次期計画の重点的に取り組む施策のひとつとして位置付ける**ことで、今後も取組を継続していく。

8 課題やこども大綱を踏まえた、 計画の施策の方向性について

- こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障
- こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら進める
- 意見を聴く機会やフィードバックの機会の確保

めざすこども・若者の姿1
自分の思いを表して、聴いてもらうことができる

- 保育ニーズの高まりや多様化に対する支援制度の確保
- 保育の低年齢化、長時間化等への適切な確保方策の検討
- 子育てに対する理解促進
- 多様な遊びや体験、活動の機会の充実
- 犯罪等からこどもを守る地域の見守り
- こどもをもちたいと希望する人が、将来の子育てに不安を感じることがないようなサポートが必要

めざすこども・若者の姿2
安心・安全な環境で健やかに成長することができる

- 個々の特性に応じた切れ目ない支援のための関係機関の連携
- 家庭の状況による教育における格差の解消
- 安定的な経済基盤の確保、就労支援
- こどもの権利や虐待等に関する学びの機会
- 早期発見・支援につなげるための体制整備
- 支援情報の周知及び活用のためのサポート
- 支援情報を届けるための取組

めざすこども・若者の姿3
必要な時に、必要な支援を受け、自立できる

- 地域と連携した多様な活動、支援の充実
- 地域における支援ネットワークの形成
- こども・若者の視点にたった多様な居場所の検討
- 安心安全な居場所及び直接相談できる体制整備

めざすこども・若者の姿4
みんなとつながり、自分らしく過ごせる場所がある

9 こども・若者計画策定における 青少年問題協議会等のスケジュールについて

